

(様式1-3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成30年5月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	49	事業名	営農再開支援水利施設等保全事業（南幹線水路）	事業番号	(5)-40-9
交付団体	南相馬市		事業実施主体（直接/間接）	南相馬市（直接）	
総交付対象事業費	(13,727) 108,170（千円）		全体事業費	(108,227) 108,170（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
市が管理している横川ダムからの南幹線水路等は、農業生産活動の根幹を成す基幹土地改良施設である。これら基幹土地改良施設は旧避難指示区域を縦横し、ため池（受益地）に安定した用水を確保することで地域営農を支えてきた。震災以前は、市及び受益者（農家）が経費を負担し維持補修等の管理が行われていたが、原子力災害による5年以上の避難により営農活動が休止したため、従前のように適切な維持管理ができず管路の劣化、機能の低下が進んでいる。 このため、劣化、機能低下が進んだ管路状況を把握するために調査診断を行い、今後の計画的な改修・修繕を施していく必要がある。機能が低下した南幹線水路を改修し、安定した農業用水を確保することにより市内全体で生業としての農業復興に向けた営農を再開する必要がある。 このことによって、避難住民の早期帰還を促進し農村地域の再生加速化を図るものである。					
事業概要					
横川ダム南幹線水路管路補修 内容：調査診断業務 1式 測量実施設計業務 1式 管路補修工事 1式 【南相馬市復興総合計画 基本指針1 地域の特性を見直し産業と交流がさかんなまちづくり】P56 基本施策（2）農林水産業の再興 施策① 農業の再生と振興					
当面の事業概要					
<平成29年度> 横川ダム南幹線水路管路調査診断 管路調査診断業務 1式（カメラ調査L=1,900m、機能診断1式） <平成30年度> 横川ダム南幹線水路管路補修 測量実施設計業務 L=270m 管路補修工事 L=270m <平成31年度以降> 平成29年度に実施した調査診断では、調査した管路の大部分が損傷・破損していることが判明 幹線水路全体（L=7,900m）の補修は、『水利施設整備事業「基幹水利施設整備型」』で計画的に実施 （事業主体：福島県）					
地域の帰還環境整備との関係					
本地区（ダム南幹線水路の受益地）については、全量生産出荷管理区域になったものの、未だ生産を自粛する農家がみられる。 本事業によって、営農再開に必要な用水環境を整え意欲を高めることによって地区全体の農業復興並びに地域再生の加速化につなげる。					
関連する事業の概要					

--

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	72	事業名	折ヶ沢(西)ため池整備実施計画策定事業	事業番号	(5) - 40 - 18
交付団体	南相馬市		事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)	
総交付対象事業費	8,875(千円)		全体事業費	8,875(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
大震災以前は地域農業者を中心に農業用施設及び農用地の保全管理は適切に行われていたが、原子力災害の影響により農業用施設及び農用地を管理する地域農業者が減少し、従前のように適切な維持管理が不能となった。 折ヶ沢(西)ため池についても適切な管理が行われなかったことから、施設の劣化や機能低下が進んでおり、波除工の劣化による多数のクラックや堤体下部からの漏水も確認されている。 このため、本ため池が破堤することも危惧され、下流域が住宅密集地ということや地域住民からの強い要請により、ため池に水を溜めることができない状況にある。 本ため池は、南相馬市原町区北原地区及び雫地区の受益面積約 97.2ha の水源であり、漏水箇所を修繕することによって機能の保全を図り、受益農地の営農再開を促す必要がある。 本ため池を補修することにより農地・農業用施設の災害発生を未然に防止し、避難している市民の早期帰還を促進して農村地域の再生加速化を図るものである。					
事業概要					
折ヶ沢(西)ため池補修に係る実施計画策定 事業概要 折ヶ沢(西)ため池 測量調査業務一式、機能診断及び補修計画策定等一式 申請事業 要綱第 4 第 1 項イ 農山村地域復興基盤総合整備事業 別添 1 第 2 (4) 農地防災事業 別添 1-6 第 2 取扱い別紙 1 の II ため池等整備事業 1 (9) 実施計画策定事業 要件 取扱い別紙 1 の II 2 (9) 実施計画策定事業 補修は「ため池整備工事(福島県事業)」による整備を予定 また、実施計画策定は平成 30 年度完了予定(実施期間 1 年以内) 【復興総合計画 基本指針 1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり】 P 5 6 基本施策(2) 農林水産業の再興 施策① 農業の再生と振興					
当面の事業概要					
<平成 30 年度> 事業内容: 折ヶ沢(西)ため池補修に係る実施計画策定 測量、調査、機能診断、補修計画策定等					
地域の帰還環境整備との関係					
農業用水利施設は、地域として一元的に管理を行っており、地域の再生を加速化するためには、本事業導入によって農業用水利施設を整備して、営農意欲を高めていく必要がある。 なお、本地区は、全戸生産出荷管理区域となったものの、未だ生産を自粛する農家が多い。					

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成30年5月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	74	事業名	営農再開支援水利施設等保全事業(北原・信田沢地区)	事業番号	(5)-40-19
交付団体	南相馬市		事業実施主体(直接/間接)	南相馬土地改良区(間接)	
総交付対象事業費	41,784(千円)		全体事業費	41,784(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
南相馬市原町区では震災以前の水稲作付面積が約2,120haあったが、震災後は避難指示区域及び緊急時避難準備区域を含め、市全域で作付け休止の状況にあった。平成25年度から実証栽培が実施されたものの平成29年度の作付面積は約1,140haにとどまっている。 大震災以前は地域農業者を中心に農業用施設及び農用地の保全管理は適切に行われ、地域農業の発展を支えていたが、原子力災害の影響により農業用施設及び農用地を管理する地域農業者が減少し、従前のように適切な施設の保全が不能となった。 木戸脇堰については南相馬市原町区北原及び幸地区のA=175.0haを受益とし、また、関ノ内揚水機場については南相馬市原町区信田沢地区のA=85.0haを受益とした地域農業の基幹的施設であり、地域営農の再開を果たすうえで不可欠な施設である。 本事業により両施設の機能を回復し、安定した農業用水を確保することによって市全体で生業としての農業再開を促すことにより、避難している市民の早期帰還を促進し、農村地域の再生加速化を図るものである。					
事業概要					
木戸脇堰ゲート補修及び関ノ内揚水機場電動弁補修 事業概要 木戸脇堰(受益面積A=175.0ha) 木製ゲート(B2000×H1000×2門)補修に係る実施設計及び工事 関ノ内揚水機場(受益面積A=85.0ha) 電動蝶型弁(2台)等補修に係る実施設計及び工事 申請事業 要綱第4第1項イ 農山村地域復興基盤総合整備事業 別添1第2(7) 営農再開支援水利施設等保全事業(別添1-10) 【復興総合計画 基本指針1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり】 P56 基本施策(2) 農林水産業の復興 施策① 農業の再生と振興					
当面の事業概要					
<平成30年度> 事業内容: 木戸脇堰 実施設計及び補修工事 関ノ内揚水機場 実施設計及び補修工事					
地域の帰還環境整備との関係					
農業用水利施設は、地域として一元的に管理を行っており、地域の再生を加速化するためには、本事業導入によって農業用水利施設を整備して、営農意欲を高めていく必要がある。 なお、本地区は、全量生産出荷管理区域から全戸生産出荷管理区域になったものの、未だ生産を自粛する農家が多く見られる。					

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	